

開催日時：令和 6 年 3 月 17 日(日) 13:00 ~ 14:31

開催場所：こうべ市民福祉交流センター 303 号室

出席社員：正会員総数 16 名 出席者数 16 名

花峯信行(尼崎)、高原渉(北摂)、上前治(西宮)、山口竜義(芦屋)、一北保五郎(神戸)、  
溝口薫(明石)、山本幸夫(東播)、藤原浩之(北播磨)、高木信行(姫路)、森川智司(西播磨)、  
源浩貴(丹有)、嶋克己(但馬)、西中英伸(淡路)、前田晋吾(社会人連盟)、  
新開英幸(クラブユース連盟)、西田俊一(フットサル連盟)

出席理事：林 啓司、高砂佳世、小林茂幸、笠原弘樹、高濱滋、廣村尚良、皆川広一

欠席理事：岡部信雄、尾崎行雄、柿川 文、倉 直樹、国分 毅、佐々木達也、小森康弘、杉山幹雄、中山 剛、  
本多克己、松井隆典、松永正利、的崎睦子、山本弘之

出席監事：小関 亮、山本伸吾

事務局：辺見康裕(事務局長)、高本直美(主任)、青嶋瑞恵、川原田和也、藤原はるな

以上、敬称略

## 1. 会長挨拶 < 林会長 >

辺見事務局長より、資料の確認がされたのち、社員総数 16、出席 16 名、過半数の出席により、第 19 条第 1 項に基づき本総会が成立したことを確認した。

第 4 号議案および第 5 号議案については一括して上程される旨が報告された。

## 議長の選出

辺見事務局長が、定款第 17 条の規定により議長の選出を諮ったところ、執行部一任の声が上がり、辺見事務局長より尼崎サッカー協会 花峰氏を指名し、満場一致をもって花峰氏が議長に選任された。

## 2. 議事進行 < 議長 花峰氏 >

### (1) 審議事項

#### 第 1 号議案 定款の改正 < 小林専務理事 >

新旧対象表の形式で記載し、下線部が改定箇所となる。

#### 【質疑応答】

北摂 FA 高原氏：委任状の取り扱いについて、都市協会内から誰も出席できない場合、その他 15 の社員のどなたかに議決権を委任できるとの認識でよいか。(P.5)

小林専務理事：はい

姫路 FA 高木氏：一般社団法人法には会長ではなく“代表理事”という記載が一般的であるが、なぜ定款に記載がないか。

神戸 FA 一北氏：登記上必要であると思うがいかがか。

小林専務理事：第 24 条第 2 項に「会長は、」の次に「代表理事とし」との文言を追記する。(P.16)

フットサル連盟 西田氏：新たに兵庫 FA 第 3 者機関として裁定委員会を設置するということか (P.19)

小林専務理事：はい

本件について諮ったところ、全会一致により可決承認された。

#### 第 2 号議案 基本規程の制定 < 小林専務理事 >

従前の定款細則をすべて廃止し、新たに JFA の基本規則をベースに本協会での基本的な取り扱いについて定める

というもの。位置づけとしては定款の直下にあり、定款の内容を少し詳しく表現したものになる。

P.32 別表2（第35条関係）の修正

（誤）北摂サッカー協会 → （正）一般社団法人北摂サッカー協会

【質疑応答】

西播磨 FA 森川氏：定款第7章第38条（P.19）について、定款細則第5章第19条（P.25）には、「委員長は社員総会の決議によって選任・・・」との記載がある。組織の構成（委員長）は総会で決議し、規程については理事会に預ける、との解釈でよいか。

小林専務理事：はい、委員長は独立しているため総会で定める必要がある。

西播磨 FA 森川氏：司法機関の決定は社員総会で報告があるか。

小林専務理事：はい

本件について諮ったところ、全会一致により可決承認された。

※本日（令和6年3月17日）から施行する。

**第3号議案 理事及び監事の選任に関する規程の制定** < 小林専務理事 >

前回の理事・監事の任期満了に伴う選任に関して、明文化した規程がなかったため定めるもの。

【質疑応答】

フットサル連盟 西田氏：第6条 2 には「社員の中から4名・・・」との記載があるが、この社員は連盟も含めた社員の中から4名、との認識でよいか。

小林専務理事：はい

北摂 FA 高原氏：複数回役員選考委員会を開催するとなった場合、社員は都市協会の組織を指すため、毎回出席者が変わっても規定上の縛りはない、という認識でよいか。

小林専務理事：人に対して任期が成立するため、途中交代は意図していない。

本件について諮ったところ、全会一致により可決承認された。

※本日（令和6年3月17日）から施行する。

**第4号議案 2024年度 事業計画について** < 小林専務理事 >

・赤文字の事業名は新規事業となる。（P.40～43）

・事業番号「2153～2140」（P.42）の国民スポーツ大会に関する事業は今まで取り組んでいるが、事業編成上の組み換えを行った。

**第5号議案 2024年度 事業予算について** < 辺見事務局長 >

・2024年度から三木総合防災公園の芝生管理業務等については、美津濃株式会社に移譲することになった。2023年度の収入予算：約9800万円のところが、2024年度の収入予算：約3800万円と大きく減って見えるのは、芝生管理業務等を移譲したため。

・別紙（A3）：大項目「15」に予備費として約200万円の計上。年度末に余れば国民スポーツ大会（事業番号3017）の積立金として基本的には40万円ずつの5年間で200万円積立となり、6年目には開催が出来る見込み。ただし、近畿高校選手権（事業番号3012）については、再来年度が開催年のため、年度末に余るならば来年度予算の予備費から100万円を積み立てたい。

・特別会計の明石グラウンドについても、約10年周期で人工芝を改修する必要がある。こちらも残れば修繕積立金として1000万円を積み立てたい。決算についてはどのように積み立てていくのか、どのような表記で残していくかは会計士さんと相談しながら行う。

第4号議案および第5議案について諮ったところ、全会一致により可決承認された。

議長降壇

**(2) 報告事項** < 小林専務理事・辺見事務局長 >

① **基本規程細則について**

② **都市協会統合再編審議会およびリーグ戦の統合再編ワーキンググループについて**

・13FA 統合・再編審議会：4/14 17：00～ 会長が招集  
・各種リーグ戦統合・再編ワーキンググループ：技術委員長がリーダーとなり連絡があるかと思う。人選についてはお任せするが、各都市協会の担当者を決めていただきたい。1種から4種のこととなるため、幅広く全体的にわかる方をお願いしたい。

③ **2024年度会議日程について**

・理事会開催日の追加：2024年6月23日(日)15時～16時(第3回として)  
・第2回社員連絡会開催日の変更：205年1月13日(月)16時～17時30分  
・ニューイヤーパーティー開催日の変更：205年1月13日(月)18時～20時

④ **JFA2022年度版 都道府県協会チャートについて**

⑤ **三木総合防災公園球技場の名称について**

来年度からの指定管理をとれるか不透明な状況だったためネーミングライツの申請をしなかった。これまで「みきぼうパークひょうご」だった名称は、「三木総合防災公園第1球技場」等となる。野球場については、新しくネーミングライツがつき、「サムティドリームスタジアム」となる。

**4.その他**

総会終了後、役員改選委員会の委員(4名)を決めることとなった。

**閉会宣言・あいさつ** < 林会長 >